

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

目 次

号外第七号	平成二十九年 二月一日	水曜日
-------	----------------	-----

○平成二十九年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……一

公 告

● 平成二十九年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十九年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成二十九年二月一日

山梨県知事 後藤 舟

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、六三・九・七一ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七五・六五ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一九〇・〇九ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一一〇・八五ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鮎沢地区水源かん養保安林	一、八〇八・七三ヘクタール
鮎沢地区土砂流出防備保安林	一五二・一〇ヘクタール
鮎沢地区干害防備保安林	七・一二ヘクタール
鮎沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	一、〇九二・三一ヘクタール
韮崎地区土砂流出防備保安林	五五五・四三ヘクタール

多摩川上流水源かん養保安林
多摩川上流水源かん養保安林
相模川中流水源かん養保安林
相模川中流水源かん養保安林
相模川上流水源かん養保安林
相模川上流水源かん養保安林

七〇五・〇三ヘクタール
一七・〇六ヘクタール
一六〇・二七ヘクタール
一六三・三八ヘクタール
一二八・三九ヘクタール
一七一・六二ヘクタール

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番